

### 3 森林・林業に関する各種情報の提供と 森づくり活動の推進

#### (1) 県民への情報提供等

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。このため、森林・林業の役割やその重要性、本県の森林・林業の現状と課題、おかやま森づくり県民税を活用して実施する森林保全事業の取組などについて、新聞、テレビ等の各種広報媒体を活用したPRやパンフレットの配布、シンポジウムの開催などにより、県民の皆様に分かりやすくお知らせしました。

##### (ア) おかやま森づくり情報発信事業

###### ◆事業実績（平成16～20年度）

###### ① 各種広報媒体の活用

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ・テレビCM（森の番人マモンジヤー）の放映 | 95回   |
| ・テレビ、ラジオによる広報         | 24回   |
| ・市町村広報誌への掲載           | 36市町村 |
| ・新聞への広告掲載             | 41回   |
| ・情報誌への記事掲載            | 8回    |
| ・林政課ホームページによる広報       | 通年    |



###### ② パンフレット、ポスター等の活用

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ・パンフレット、ポスターの作成・配布 | 119,400部 |
| ・街頭PRの実施           | 104回     |
| ・各種イベント会場でのパネル展示   | 延218日    |



新聞への広告掲載



街頭PRの実施



パンフレットの作成・配布

###### ③ 森林保全の取組等に関する映像資料（DVD）の作成

- ・森林のはたらきや森林・林業の現状、県民税を活用した森林保全事業をグラフや現地映像にまとめたDVD「みんなで守ろう岡山の森」を作成しました。
  - ・作成枚数 15枚
- ・平成19年度に開催した「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」での上映、林政課ホームページやケーブルテレビでの動画配信、県民局等への配布など、普及資料として活用しています。

###### ④ 「おかやま森の名人」出前講座の開催

- ・長年森林・林業に携わっている「森の名人」による出前講座の開催
  - ・講座回数 24回

###### ⑤ 地域で開催されるイベントでのPR

- ・地域の森づくり普及啓発事業（市町村へ委託） 延24地域

## ⑥ 「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」の開催

県内2箇所でシンポジウムを開催し、「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について県民の皆様とともに考えました。

### ●テーマ：「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」

#### 【岡山会場】 ●サブテーマ：「岡山の森林と私たちの暮らしを考える」

日 時：平成19年10月20日（土）13時～16時

場 所：岡山市

参加者：270名

内 容：(1) 基調講演 演題：「森林と私たちの生活」

・講 師：千葉 喬三 氏（岡山大学学長）

(2) おかやま森づくり県民税による森林保全事業の取組状況  
〔映像資料〕

(3) パネルディスカッション

・パネリスト 金尾 恒士 氏（高梁市立川面小学校教頭）

国塙 忠昭 氏（藤井里山の会代表）

高松 周平 氏（（株）ジャパンエナジー水島製油所副所長）

長滝 健吾 氏（津山市森林組合代表理事組合長）

山名 千代 氏（女性建築士の会ACT代表）

・コーディネーター 千葉 喬三 氏（岡山大学学長）



#### 【津山会場】 ●サブテーマ：「今、森林・林業を考える」

日 時：平成19年11月10日（土）13時～16時

場 所：津山市

参加者：301名

内 容：(1) 基調講演 演題：「森林・林業と地球環境」

・講 師：千葉 喬三 氏（岡山大学学長）

(2) おかやま森づくり県民税による森林保全事業の取組状況  
〔映像資料〕

(3) パネルディスカッション

・パネリスト 小見山 節夫 氏（NPO法人ふれあいの里・高梁理事長）

新谷 雅之 氏（NPO法人まちづくり推進機構岡山代表理事）

星原 達雄 氏（真庭森林組合代表理事組合長）

宗安 和彦 氏（篤林家）

山口 紀久子 氏（岡山県女性林研連絡協議会会長）

・コーディネーター 千葉 喬三 氏（岡山大学学長）



#### 〔基調講演〕 概要

（敬称略）

##### ○ 千葉喬三（岡山大学学長）

- ・「森林と私たちの生活」（岡山会場）、「森林・林業と地球環境」（津山会場）をテーマに、森林の成り立ちやその働き等について、生物誕生の歴史や地球環境との関連性を踏まえながら解説。
- ・地球温暖化防止のためには、伐った木材を長く利用しながら、若い木を植えて炭酸ガスを吸収させるといった森林の持つ環境保全機能を活かした循環型社会の構築が必要である。
- ・森林の環境保全機能は県土全域に及ぶことから、森林所有者だけでなく県民全体で森林を守っていくというマインドが必要である。

#### 〔パネルディスカッション〕 発言要旨

（敬称略・発言順）

##### ●第1回 サブテーマ：「岡山の森林と私たちの暮らしを考える」

##### ○ 長滝健吾（津山市森林組合代表理事組合長）

- ・健全な森づくりには特に間伐が必要である。
- ・森林の公益的機能を活かすことが地域の平穏な生活を保つことになる。次世代に憂いなき森林を引き継ぐことが私たちの役目であり、県民主体による協働の森づくりを考えていく必要がある。

- 山名千代（女性建築士の会 A C T 代表）
  - ・木材や土、和紙など地域の素材を活用した環境と健康に配慮した住まいづくりの提案、更には木質バイオマスを活用した快適な空間づくりを提案していきたい。
- 國塙忠昭（藤井里山の会代表）
  - ・里山の再生には生態系の再生・維持に留まらず、健康づくりや遊び、学び等の場として再生することが必要である。多くの人が訪れる魅力ある里山づくりに努力したい。
- 高松周平（株式会社ジャパンエナジー水島製油所副所長）
  - ・化石燃料を扱う企業として地球環境の保全は最も大きな経営課題である。C S R活動の一環として高梁地域において地元N P O等と一緒に森林活動を行うとともに、間伐材を使った鉛筆立て等をサービスステーションに設置し、「木づかい」の大切さを子供たちに伝えている。
- 金尾恭士（高梁市立川面小学校教頭）
  - ・幼い頃から自然に関わる活動を行うことで森林への親しみや森林を大切にしようという気持ちが高められるところに森林環境教育の意義がある。
  - ・子供たちが自由に遊んだり観察できる身近な森林の復活が急務である。

### ●第2回 サブテーマ：「今、森林・林業を考える」

- 星原達雄（真庭森林組合代表理事組合長）
    - ・平成16年の風倒木被害を契機に、関係業界や町村とで未来の森づくりを議論した。急斜面に無理してスギ、ヒノキを植えるべきではないという反省に立ち、広葉樹造林に取り組むこと、また多間伐長伐期施業に取り組むこととした。
    - ・不在村であったり道がない等で荒廃した人工林の整備に取り組むほか、真庭市とともに林地残材のチップ化の実験に取り組んでいる。
  - 宗安和彦（篤林家）
    - ・暖かさ・喜び・安らぎ等、無垢の木が持つあじわいが日本の森林文化の源である。
    - ・多間伐することによって樹下に広葉樹の森が甦り、環境保全と経済活動が共生した森になる。
    - ・地域のおかれた自然や状況の上に立って知恵を出し合い地域を守るという発想が必要である。
  - 山口紀久子（岡山県女性林研連絡協議会会長）
    - ・多くの女性が日本の一次産業を支えている。
    - ・杉玉づくりや三世代林業、シイタケ料理コンクールなどの林研活動を後世へと続けていくこと、女性の感性と柔軟性で山を守っていくことが夢である。
  - 小見山節夫（N P O法人ふれあいの里・高梁理事長）
    - ・日本は先人達が緑を絶やさなかった国であり、稻作に必要な水の供給源としての里山林の大切さがある。里山復活に力を注ぎ、里山文化を次世代に継承していきたい。
  - 新谷雅之（N P O法人まちづくり推進機構岡山代表）
    - ・環境問題や健康志向から木造住宅の潜在的ニーズは大きい。生産者と一般ユーザーを繋ぐネットワーク型の住まいづくりが求められており、設計者がコーディネーター役を果たしていく必要がある。
- ～ コーディネーターまとめ～
- 千葉喬三（岡山大学学長）
    - ・日本人は森林や木材と非常に深い繋がりを持っている。
    - ・市場経済メカニズムの中で森林を維持していくには非常に厳しい状況であるが、先祖から受け継いだ森林をぜひ守り育てていく必要がある。
    - ・岡山県の森林は県民全体で守る、それを支える手段の一つとして「おかやま森づくり県民税」がある。今後とも県民税を使って岡山の森林を整備していくことにご理解をいただきたい。

## ◆事業の成果

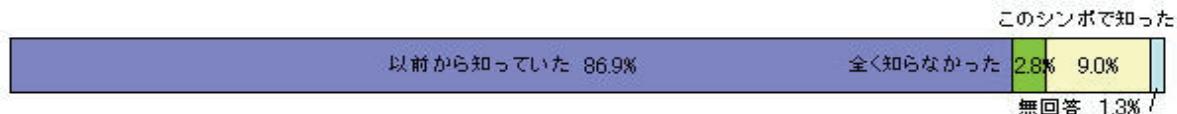
- ・新聞やテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した情報発信、JR駅前やショッピングセンター等での街頭PR、パンフレットの配布、林政課ホームページ、森づくり県民税事業を紹介したDVDの作成などを通して、森林・林業に関する情報、森林保全の取組状況などについて県民の皆様に広くお知らせしました。
- ・「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」を県内2カ所(岡山市・津山市)で開催し、「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について県民の皆様とともに考えました。
- ・シンポジウム参加者を対象に森林の現状や森づくり県民税に関するアンケートを実施しました。

アンケート 回収結果	岡山会場	参加者 270人	回収数 182人 (回収率 67.4%)
	津山会場	参加者 301人	回収数 208人 (回収率 69.1%)
	合 計	参加者 571人	回収数 390人 (回収率 68.3%)

### 【アンケート結果】

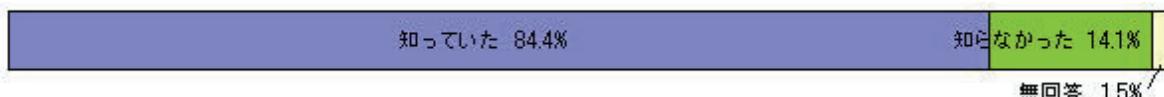
#### 1 森林の現状について

- ・全体の約87%の人が森林の現状を知っていた



#### 2 おかやま森づくり県民税について

- ・全体の約84%の人が森づくり県民税の導入を知っていた。  
(県南居住者: 約75%、県北居住者: 約94%)



#### 3 おかやま森づくり県民税の継続について

- ・全体の約91%の人が森づくり県民税の継続について賛成している。  
(県南居住者では約89%、県北居住者では約93%の人が森づくり県民税の継続について賛成している。)



### 【継続に賛成の人の主な理由、意見】

- ・我々の生活に關係の深い森づくりを進める上で、県民として負担することは当然である。
- ・森づくりは長期間必要なことから、短期間では効果が小さい。今後も継続して実施してほしい。
- ・健全な林業の姿を取り戻すまで、県民税は必要だと思う。
- ・子供たちの未来を考えると、建設・防衛などのためより、環境保全の方向に税を使っていくということで、使途に共感できる。

### 【継続に反対の人の主な理由、意見】

- ・広く県民に現在の使途が理解されていない状況での継続には反対。
- ・5年間という期限を切って、同意を得た施策だから継続には反対。

## (2) 森づくりのための人材養成

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。このため、森林ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の養成、森林・林業教育に必要な人材の育成を推進しました。

### (ア) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(森づくりボランティア育成事業)

#### ◆事業実績（平成16～20年度）

- ・「森林ガイド養成研修」及び「森づくりボランティア指導者育成研修」を実施し、森林ガイド等を105名養成しました。



樹木の観察実習：ガイド養成研修



森の遊び体験実習：ガイド養成研修

- ・平成19年度から森林ガイド認定者を対象に「森林ガイドレベルアップ研修」を開催し、県民参加の森づくり活動を自ら運営し得る人材を29名養成しました。



チェーンソーによる間伐作業の実習



指導者としての実践活動：共生の森

#### ◆事業の成果

- ・森林ボランティア活動に関する知識・技術を有した森林ガイド等105名が養成されました。このうち29名は森づくり活動を自ら運営し得る人材として、森林施業体験や森林教室の指導法などの実践的な研修を修了しています。今後、地域において森林ガイドが中心となったボランティア活動の取組が期待されます。

## (イ) 環境学習総合推進事業（エコハイスクールプロジェクト）

平成16～18年度に、県立勝間田高等学校を推進校に指定し、森林保全の専門的な知識を身に付けた林業の担い手や森林インストラクターを育成するとともに、学校の保有する演習林を整備して、児童生徒に森林保全の大切さを啓発する活動に取り組みました。

### ◆事業実績（平成16～18年度）

- ・高校生対象の森林活動指導者養成講習会の開催：15回（参加者延396人）
- ・高校生が講師となり、小学生を対象に「森林交流学習会」を開催  
： 6回（参加者延298人）
- ・高校演習林内に遊歩道を整備：390m
- ・高校演習林内に県産木材を利用したログ休憩舎を整備：1棟



森林交流学習会



遊歩道の整備



ログ休憩舎の整備

### ◆事業の成果

- ・季節ごとに植林・下草刈り・間伐などを行う森林ボランティアに参加した。森林ボランティアとして出来ることは微力だが、多くの人に森林の大切さを知っていただくという大きな役割があることを感じた。
- ・実習で台風被害による倒木等多くの被害状況を調査した。プロジェクト学習では災害に強い森林をつくるにはどうしたら良いか調査・研究している。一般的に森林の耐風性は人工林よりも天然林が高いことがわかり、今後は生態系の多様性を維持したり、広葉樹を活用する造林を進めていくことが必要だと思った。  
(生徒の感想)
- ・大学や関係機関から外部講師を幅広く活用したり、交流学習の実施や演習林の整備・地域開放により森林環境学習の深化を図ることができた。県内で唯一森林環境の保全等について専門的に学習する学科として、今後も森林環境教育に役立てていきたい。

### (3) 県民の直接参加による森づくり

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。

このため、ボランティア団体や地域住民、企業による森づくり活動への支援や広く県民を対象とした森林体験活動を実施し、県民の直接参加による森づくりを推進しました。

#### (ア) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(県民参加の森づくり事業)

##### ・県民参加の森づくり

県民参加による森づくり運動を進めるため、県下の美しい森等で植樹のつどいや保育のつどい等を開催しました。

##### ◆事業実績（平成16～20年度）

###### ・植樹のつどい等の開催：392回

参加者数：22,925人

植樹本数：120,792本

植樹面積：18.93ha

保育面積：45.26ha



家族の森づくり「倉敷美しい森」



ドングリポット苗木づくり「真備美しい森」



保育のつどい「東粟倉美しい森」

##### ◆事業の成果

- 平成16年度から20年度の5カ年で、県民にドングリポット苗木を配布し、家庭での育苗の後、卒業など人生の節目を記念して家族揃って「美しい森」等で植樹する「家族の森づくり・植樹のつどい」を主体に県内各地で「植樹・保育のつどい」を開催、約23,000人が参加し、16万本を超える苗木を植樹しました。このように、多くの人々が森林体験活動に参加したことにより、広く県民に森林の大切さへの理解が深まったものと評価しています。
- 5カ年に県民参加により植樹された面積は約18.9haで、後楽園の広さ（約13.3ha）の1.4倍に相当するドングリの森を造成したことになります。

- ・企業との協働の森づくり

地球温暖化防止など環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業が増えています。

このため、これらの企業からの要請に対応するため、市町村等と協力し活動対象森林を選定するとともに、活動プランの提示や、森林保全協定の締結に向けた地元と企業との調整、施業技術の指導等の支援体制を整備し、森林保全活動に意欲を有する企業の参画を促進しました。

また、こうした活動の環境への貢献度を数値化するため、学識経験者、企業関係者等で構成する「岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会」を設置し、県独自の森林による二酸化炭素吸収量の評価認証制度を創設しました。

### ◆事業実績（平成20年度）

- ・企業による森林保全活動への支援

活動対象森林の選定：148.15ha、24箇所

事業説明会の開催：2回（参加企業27社）

企業と地元等との森林保全協定の締結：5社



事業説明会の開催



森林保全協定の調印式



企業による森づくり活動

- ・二酸化炭素森林吸収評価認証制度の検討

「岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会」の開催：2回

「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の創設



岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会

## ◆事業の成果

- ・本事業による企業への支援を通じて、現在、県内の企業5社が、地元市町村及び森林組合等と森林保全活動に関する協定を締結し、森づくり活動に取り組んでいます。
- また、県内では既に3社が森林保全活動を行っており、本県における企業との協働の森づくりの先駆的な取組事例となっています。

### ○「企業との協働の森づくり事業」への参画状況

企 業 名	活動箇所	協 定 面 積	活 動 方 法 等
(株)クラレ 岡山事業所 「クラレの森」	吉備中央町	1.00ha	社員・家族が直接活動し、植樹やマツ林整備等を実施。活動準備や片付け等は森林組合へ委託 協定締結日：20年5月8日
N T N(株) 岡山製作所 「N T Nの森」	美作市	1.00ha	社員・家族が直接活動し、植樹やマツ林整備等を実施。活動準備や片付け等は森林組合へ委託 協定締結日：20年8月11日
(株)中国銀行 「ちゅうぎんの森」	真庭市	16.00ha	風倒木被害地等の再生のため、植栽、下刈り、間伐の費用を真庭市へ10年間寄附する。 覚書締結日：20年11月7日
積水ハウス(株) 岡山支店 「積水ハウスの森」	美咲町	5.69ha	森林組合へ委託し、5年間で間伐を実施。 社員・家族による体験活動も実施 協定締結日：20年11月4日
(株)ザグザグ 「ザグザグの森」	新見市	0.50ha	社員・家族が直接活動し、植樹や下刈り等を実施。活動準備や片付け等は森林組合へ委託 協定締結日：21年2月9日

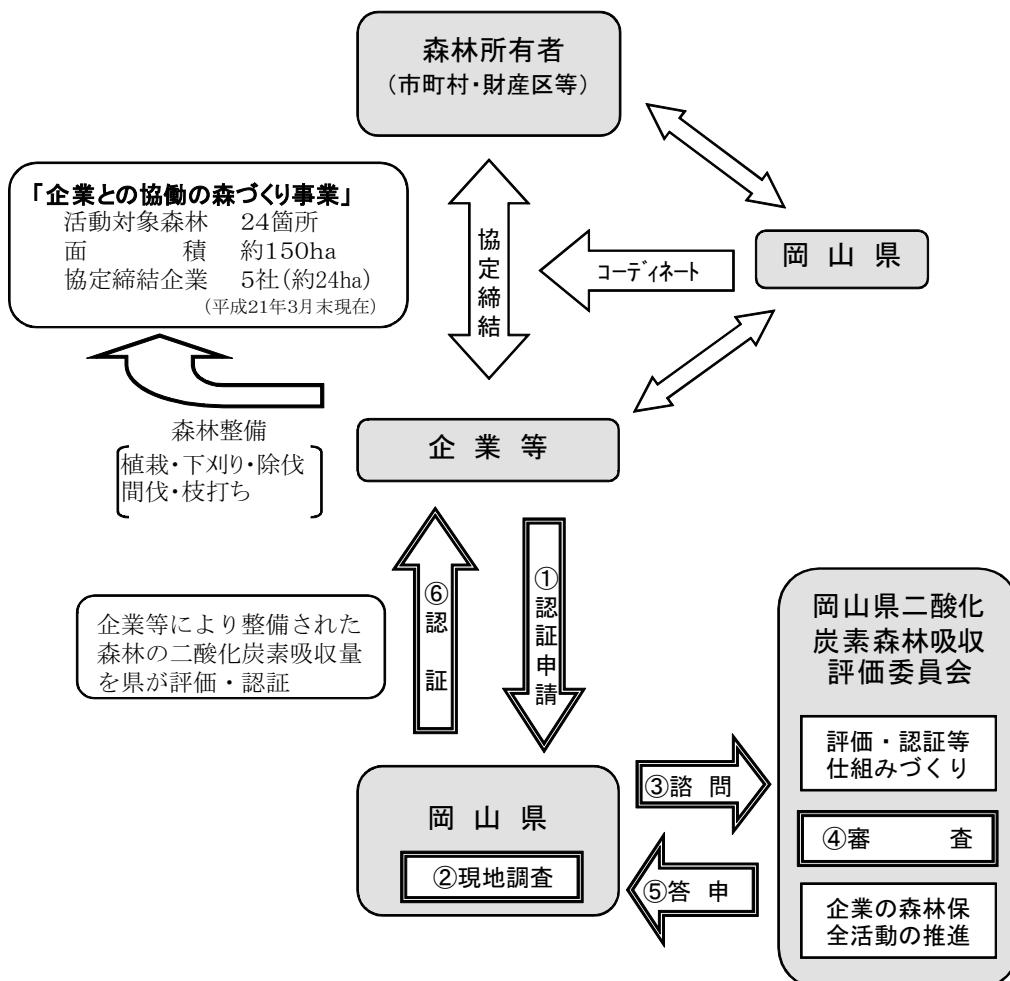
### ○先駆的な取組

企 業 名	活動箇所	協 定 面 積	活 動 方 法
(株)ジャパンエナジー 水島製油所 「高梁・JOMOふれ あいの森」	高梁市	10.00ha	平成18年、高梁市の檜井共有林を借り上げ、アカマツ林整備などを実施。
キリンビール(株) 岡山工場 「水源の森」	美咲町	5.70ha	平成19年、美咲町内の大戸山国有林の一部で30年間活動する協定を締結、広葉樹の植樹を実施。
新日本石油(株) 水島製油所 「ENEOSの森」	久米南町	3.80ha	平成17年、久米南町内の中山国有林の一部を借り受け、記念植樹、遊歩道の整備、巣箱かけ等を実施。

- 「岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会」での検討結果等を踏まえ、企業等が整備した森林による二酸化炭素吸収量を評価、認証する独自の「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を創設しました。
- 本制度は平成21年4月から適用することとしています。

#### ○ 「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の概要

対象者	法人格を有する企業の外、知事が適當と認める団体
対象となる森林整備	植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち
認証の区分	実践型（自ら森林整備を行った場合） 支援型（費用・物資の提供、委託による実施の場合）
評価	整備した森林の1年（森林整備を行った時点）当たりの二酸化炭素吸収量を評価する。
二酸化炭素吸収量の算定	気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、蓄積変化法により算定する。
審査	岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会において審査する。
認証書の交付	証書には、対象者、整備年度、森林の所在地、整備内容、整備面積、二酸化炭素吸収量を記載する。 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会の意見を付す。 証書の発行手数料は、無料とする。
公告・宣伝への利用	認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。



(参考)

## 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会名簿

氏 名	役 職	備 考
桐野 宏司	社団法人岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長	副委員長
坂本 圭児	岡山大学大学院環境学研究科 教授	委員長
杉山 誠一	岡山県農林水産部長	
廣部 宗	岡山大学大学院環境学研究科 准教授	
豆原 直行	社団法人岡山経済同友会津山部会長 社団法人岡山県木材組合連合会会长 院庄林業株式会社代表取締役	

(平成20年度現在)

## 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会審議経過

会 議	年 月 日	主 な 議 題
第1回委員会	平成20年11月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都議定書に基づく二酸化炭素吸収に関する仕組みについて</li><li>・岡山県における「企業との協働の森づくり事業」について</li><li>・岡山県における森林の二酸化炭素吸収量の評価・認証制度について</li></ul>
第2回委員会	平成21年 2月 9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度(案)について</li><li>・企業による森林保全活動の推進(案)について</li></ul>

(イ) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(里山ふれあい創造事業)

里山林などふるさとの緑の保全活動を促進するため、里山の所有者と地域住民等とが協力して荒廃した森林の整備を行い、環境教育や自然観察等のフィールドとして活用しようとする取組を県と市町村が協働で支援しました。

◆事業実績（平成16年度）

- ・地域住民グループによる里山林の整備活動への支援 9地区



〈県による里山施業研修会の開催〉



〈里山保全グループによる不要木の整理〉

(ウ) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(里山ふれあいの森活動支援事業)

最近、自然に親しみ、身近な自然である里山に関心を持つ人々が増え、美しい里山の姿を取り戻そうとしている動きがでています。

このため、地域住民団体や森林ボランティアグループ等が自ら活動プランを企画立案して主体的に取り組もうとする里山ふれあい活動を支援し、美しい里山の再生と地域づくりを推進しました。

また、安全作業や里山の保全・利用に関する初步的・実践的な技術・知識の講習会や里山保全グループの情報交換、研修等を目的とした交流研修会議を開催しました。

◆事業実績（平成19、20年度）

- ・里山保全グループ等の自主的な里山林整備活動への支援 延 16地区



〈里山保全グループの活動状況：里山整備〉



〈里山保全グループの交流活動：きのこ祭り〉

・県による里山整備の講習会及び里山保全グループ交流会の開催

里山ボランティアマスター講座 10回

里山保全グループ交流研修会議 2回



〈里山ボランティアマスター講座の開催〉



〈里山保全グループの交流研修〉

◆事業の成果

- ・活動支援を行った21地区（延25地区）では、現在も地域住民グループによる里山での森林活動が継続して行われており、身近な縁である里山の保全が図られています。
- ・また、活動プランを里山保全グループが自ら企画し実践することで、地域による主体的かつ積極的な里山林再生への取組が促進されています。
- ・更に、森林所有者、里山保全グループ等幅広い関係者の協働による里山保全活動を通して、地域づくりが促進されています。

## (エ) みどりの大会開催事業

みどりの少年隊をはじめとする児童・生徒及び関係者らが一堂に集まり、自然観察など様々な野外体験活動を通じた交流を行い、森林をはじめとするみどりの大切さを楽しみながら学び、将来にわたってみどりを守り育していく心を育む契機とするため「みどりの大会」を開催しました。

### ◆事業実績（平成16～20年度）

- ・みどりの大会の開催 5回、参加人数 延2,700人

①緑化運動ポスター入賞者の表彰



②新規みどりの少年隊への隊旗授与



③みどりの少年隊活動発表



④みどりの少年隊等による植樹



⑤野外体験活動（ネイチャーゲーム、小枝クラフト、炭焼きなど）



### ◆事業の成果

- ・平成16～20年度の5年間で、延74隊、約1,200人のみどりの少年隊を含む緑化関係者約2,700名が県下各地から集まり、野外体験活動などを通じてみどりの大切さを学び、みどりに触れ合い、交流を深めました。

## (才) 環境学習総合推進事業（おかやま森と水の交流学習推進事業）

平成16～18年度に、森林に源流を発する旭川、吉井川、高梁川の流域を学びの場として、上流域の森林が下流域の生活を支えていることなど、森林の役割等についての理解を促進し、森林を大切にしようとする心を育てるため、推進校の小学生による森林や水源等に関する学習や交流活動を実施しました。

また、その成果や学習の進め方を、学校や家庭における森林に関する学習の参考となるよう、冊子「みつめよう しらべよう おかやまの森と水」にまとめ、県内の全公立小学校及び第4学年の全児童に配付しました。

### ◆事業実績（平成16～18年度）

- ・推進校 18校、現地学習 40回、延 1,067人

#### 【体験活動の例】

<平成16年度>

真庭市立富原小学校、真庭市立津田小学校、  
吉備中央町立御北小学校、建部町立建部小学校、岡山市立牧石小学校、岡山市立旭竜小学校  
(現地学習12回 延169人)



自然とのふれあい



保水実験

<平成17年度>

鏡野町立奥津小学校、美作市立東粟倉小学校、  
美咲町立柵原西小学校、赤磐市立城南小学校、  
和気町立和気小学校、瀬戸内市立今城小学校  
(現地学習12回 延118人)



植林体験



間伐体験

<平成18年度>

新見市立千屋小学校、新見市立西方小学校、  
高梁市立川面小学校、総社市立清音小学校、  
倉敷市立川辺小学校、倉敷市立乙島東小学校  
(現地学習16回 延780人)



交流学習

- ・冊子「みつめよう しらべよう おかやまの森と水」  
の作成・配付 29,900部

<平成16年度> 9,000部 旭川流域の小学校・児童に配付

<平成17年度> 11,200部 吉井川流域の小学校・児童に配付

<平成18年度> 9,700部 高梁川流域の小学校・児童に配付

(学校名は事業実施当時のもの)

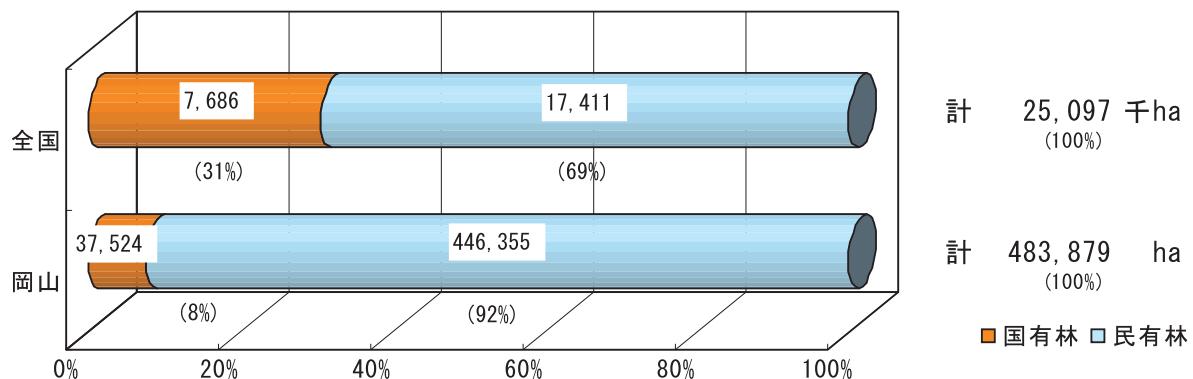
### ◆事業の成果

- ・森林は、生き物にとっても地球にとっても大切だと思った。森林が、山の生き物だけでなく、海草や海の生き物も育てていることを知り、その大きさを知らせる活動をこれからも続けたいと思った。
- ・長い年月がたつと、みんなで植林した木が大きく育ち、いろいろなところに実を落とし、豊かな森をつくってくれると思う。大人も子どもも一緒にあってたくさんの木を植え、豊かな森林に囲まれた岡山県にしたい。（児童の感想）
- ・様々な体験学習や他校との交流学習を通じて、児童は森林を守り育てる大きさを実感し、自分たちから進んで森林保全運動をしたり、森林の重要性について保護者や地域の方等に伝える活動を行ったりするようになった。また、その成果を冊子にまとめて配付することにより森林学習の推進を図ることができた。

# 岡山県の森林・林業の現状

## 1 森林資源

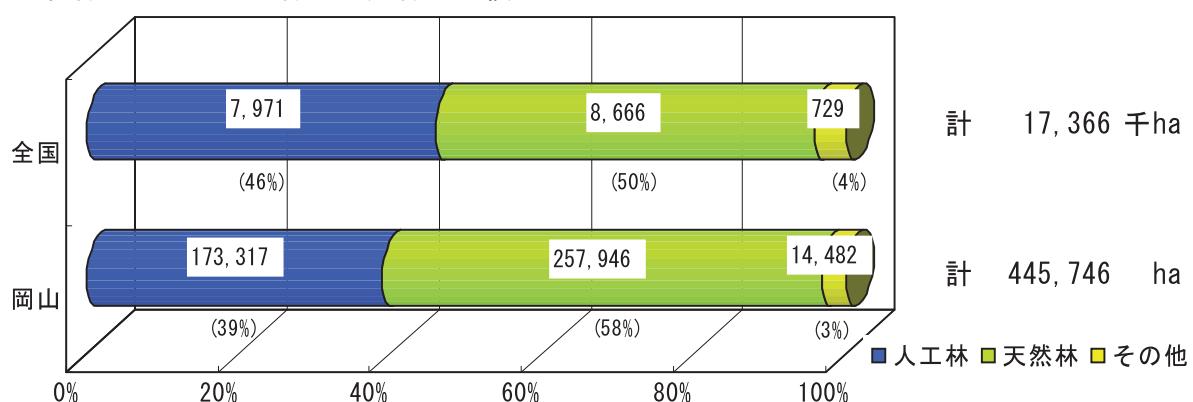
### (1) 国有林・民有林別森林面積



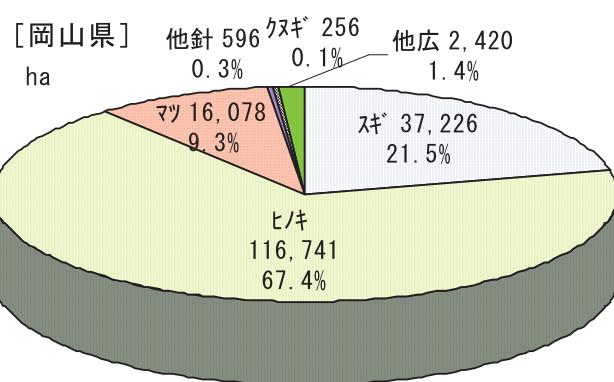
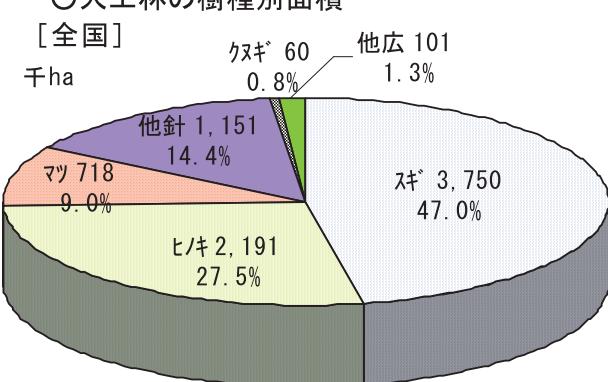
岡山県の森林面積は484千haと、県土の約7割を占めている。このうち、92%は民有林であり、全国と比べても民有林が多くなっています。

### (2) 民有林における人工林・天然林別面積・人工林の樹種別面積

#### ○民有林における人工林・天然林別面積



#### ○人工林の樹種別面積



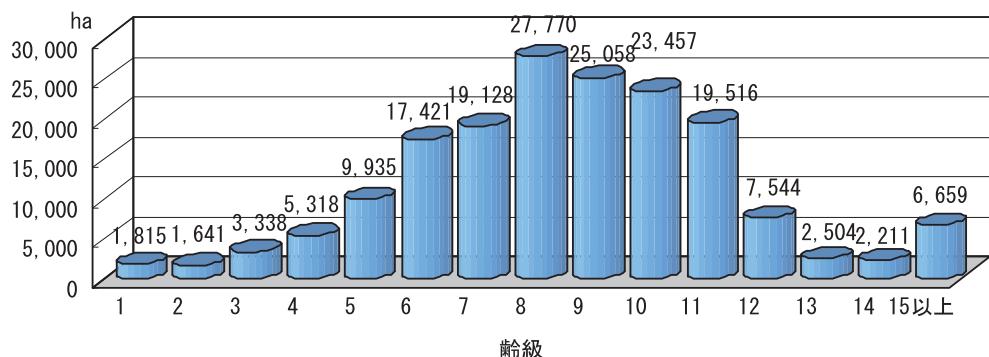
(注) 全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成20年3月31日現在。

民有林約446千haのうち、39%に相当する173千haが人工林です。

樹種別には、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキ67%、スギ22%となっています。

### (3) 人工林の齢級別面積構成

[岡山県] 人工林面積 173,317 ha

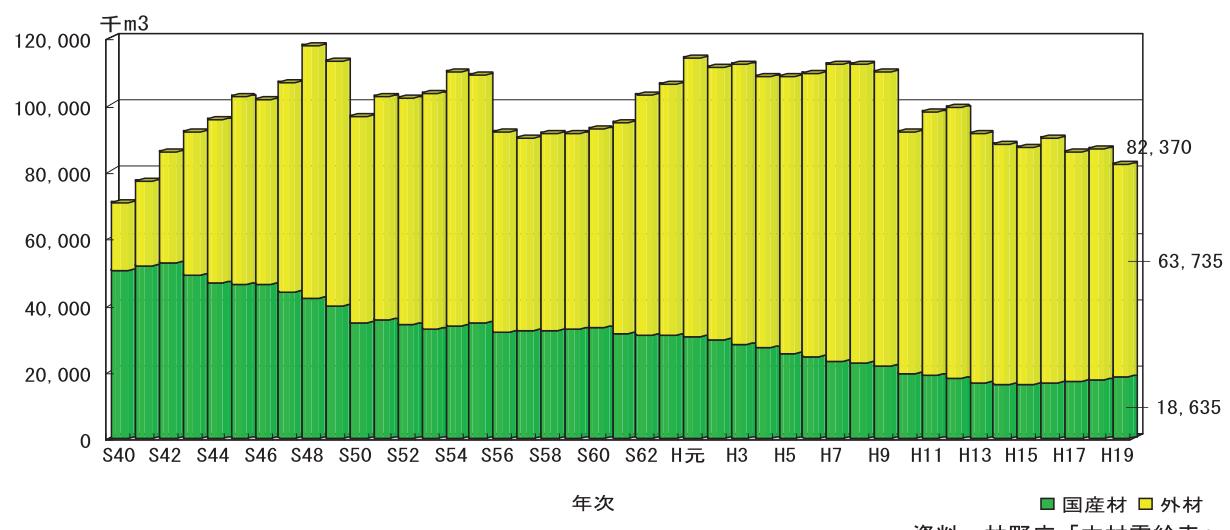


(注) 「齢級」とは、5年を一括りにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級と称する。

民有林の人工林は6～11齢級(26～55年生)に偏っており、特に、間伐対象林である4～9齢級(16～45年生)のスギ、ヒノキ人工林105千ha(民有林人工林173千haの60%)の適正な間伐の実施が大きな課題となっています。

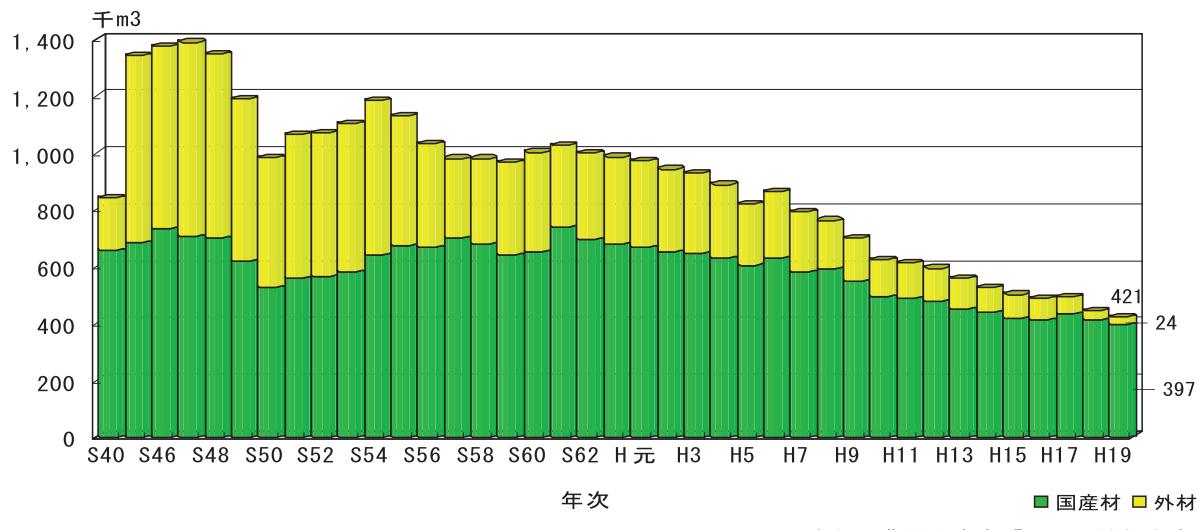
## 2 木材需給量の推移

### (1) 全国の木材（素材）供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

### (2) 岡山県の木材（素材）供給量の推移



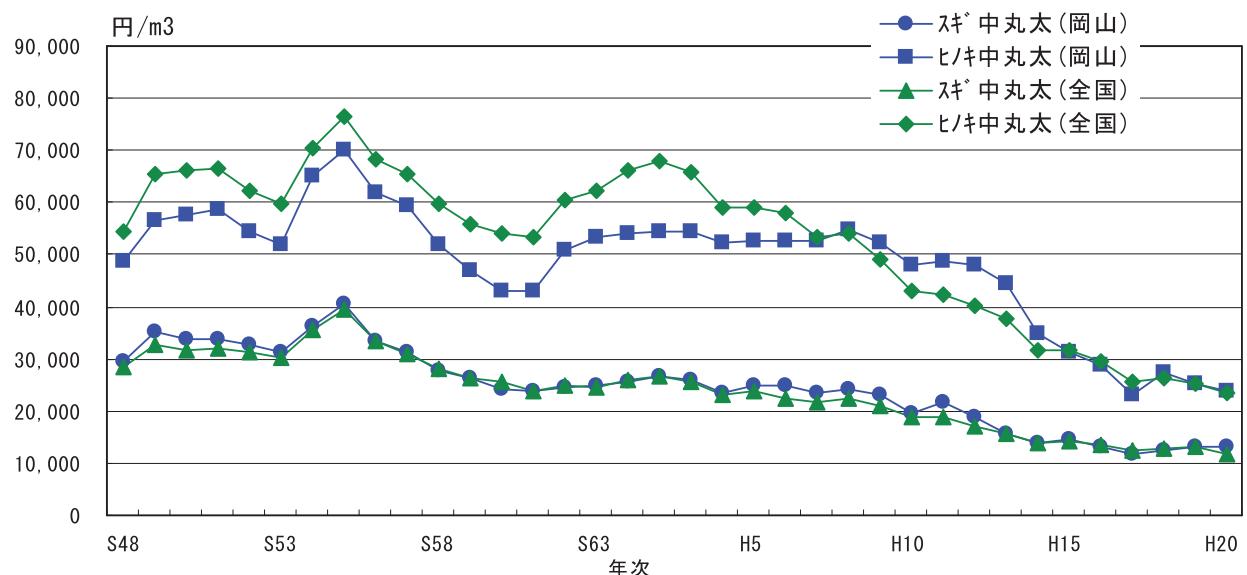
資料：農林水産省「木材需給報告書」

我が国の木材需給量は、外材の輸入量の増加とともに、国産材の生産量は徐々に減少し、平成11年以降、国産材率は20%を下回りましたが、17年には20%台に回復し、19年は22.6%となっています。

本県の木材需給は、製材用材がほとんどを占めています。全国と比べ供給量の94.3%を国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっています。しかし、住宅の新設着工戸数の減少、建築工法等の木材需要構造の変化により、国産材需給量は徐々に減少しており、平成19年はピーク時の約5割の397千m<sup>3</sup>となっています。

### 3 木材価格の推移

#### ○ 素材価格の推移（全国及び岡山県）

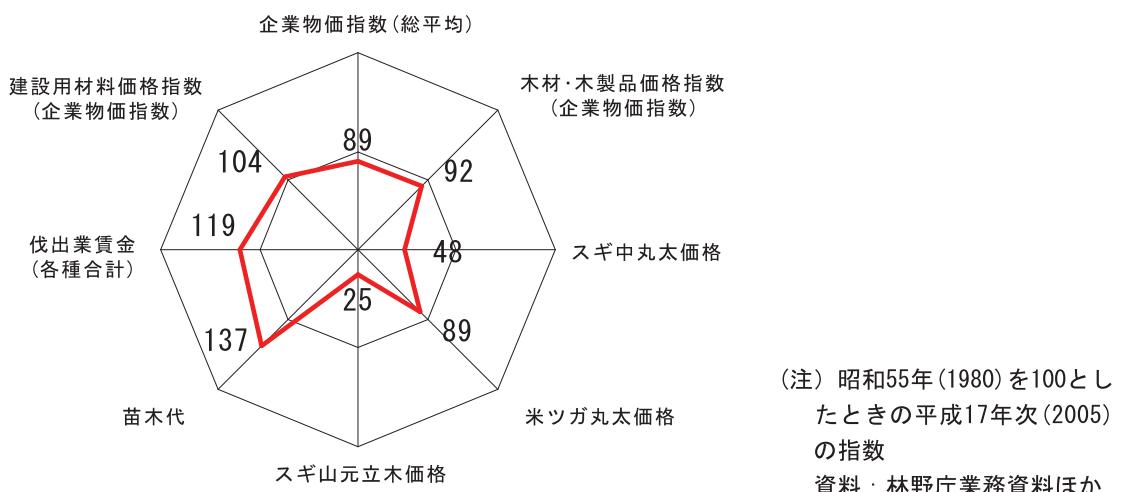


(注) 中丸太：径14～22cm、長3.65～4.0m 資料：農林水産省「木材需給報告書」

素材(丸太)価格は昭和55年をピークとして長期低落傾向にあり、平成18年の価格を昭和55年と比較したとき、スギは約33%、ヒノキは約34%にまで落ち込んでいます。

### 4 林業経営

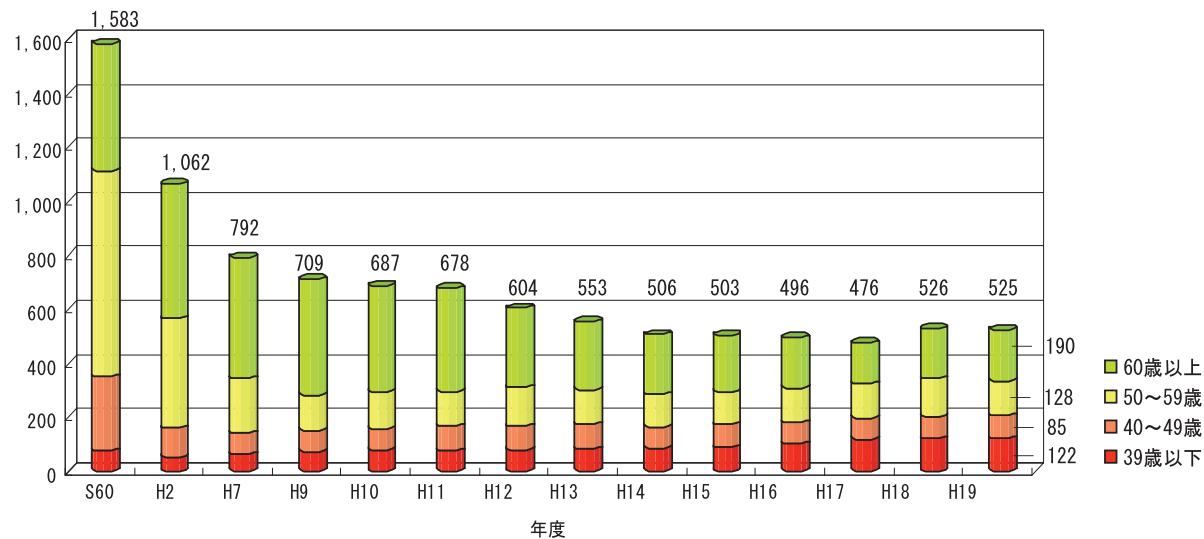
#### ○ 林業生産を取り巻く諸因子の変化(昭和55年と平成17年の比較)



立木価格、丸太価格が大きく下落する一方で、賃金、苗木代などの経営コストは上昇しており、こうした収益性の悪化が林業経営を圧迫し、森林の適切な管理を阻害する要因となっています。

## 5 林業労働力

### ○ 森林組合雇用労働者(事務員を除く)の推移

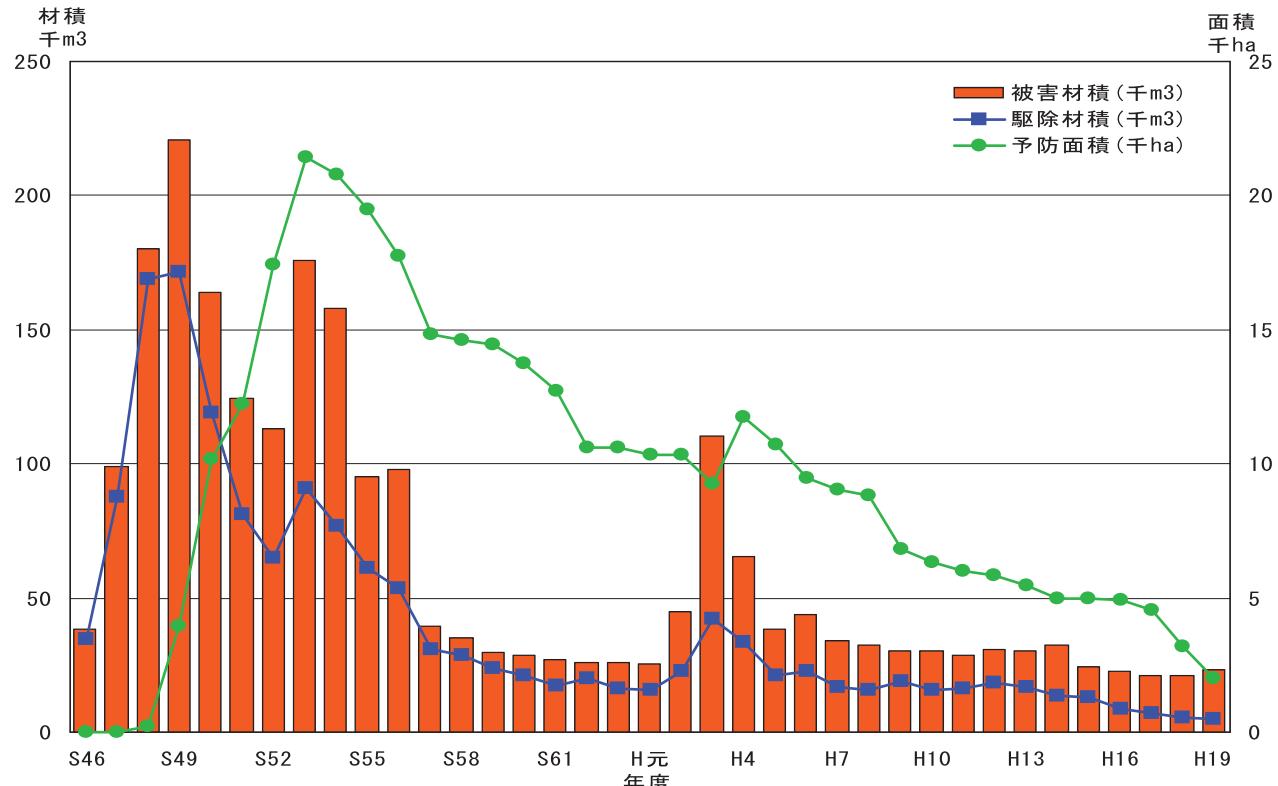


資料：岡山県組合指導課

本県の森林組合雇用労働者は、昭和60年頃から急速に減少し、平成19年度はその約3分の1となっています。また、60歳以上の占める割合は、平成9年度以降、漸減傾向にあり16年度には40%を割り込み、19年度は36%となっています。

## 6 森林被害

### (1) 松くい虫の被害



本県の松くい虫被害量は、昭和49年度に約22万m<sup>3</sup>で過去最高となりました。これに対し、各種の防除対策を講じた結果、被害量は減少傾向にあるものの、依然として2万m<sup>3</sup>を上回る被害が発生しており、被害の再激化の可能性や、松枯れによる森林の公益的機能の低下など憂慮すべき状況にあります。

## (2) 平成16年台風第23号による風倒木被害

### ○ 被災状況

被　害　面　積	5,483ha
被　害　金　額	6,481,969千円

### ○ 事業別の復旧実績

(単位: ha)

区　分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
森林災害復旧事業	82	914	768	599		2,363
指定被害地造林他	25	281	242	249	277	1,074
間　伐		249	250	169	83	751
風倒木応急対策事業	134					134
風倒木危険箇所解消促進事業				54	12	66
治山事業	5	48	45	77	33	208
合　計	246	1,492	1,305	1,148	405	4,596

資料：岡山県治山課

平成16年台風第23号により、県北を中心として約5,500haに及ぶ風倒木被害が発生しました。このため、県では16年度からの5か年間の復旧計画に基づき、市町村、森林組合等と一体となって、被害地の復旧に取り組み、計画面積4,596haをの復旧を予定どおり完了しました。

[被災状況]



[復旧状況]



(津山市上横野地内)

## 7 地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画

間伐対象森林 98,400ha	間伐が必要な森林 51,200ha	緊急に間伐が必要な森林 30,000ha
--------------------	----------------------	-------------------------

資料：岡山県治山課

森林の多面的な機能の持続的発揮を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林を積極的に確保するため、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画」を策定し、毎年6,000ha、5年間で30,000haの間伐を着実かつ計画的に実施することとしています。

## おかやま森づくり県民税導入の経緯

平成12年 4月：地方分権一括法の施行に伴い、地方の課税自主権が拡大。

平成12年 5月：地方税を考える研究会（県庁内の検討組織）において、産業廃棄物処理税及び水源かん養税など法定外目的税の創設について研究。

平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置。

平成13年 9月：水源かん養税に関する県民の意識を調査。

平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告。

水道及び工業用水の使用者等を納税義務者、水道事業者等を特別徴収義務者とする仕組みを提示。

平成14年7月：県内3か所(岡山市、倉敷市、津山市)で「岡山の森林を考えるシンポジウム」を開催。(7月から11月の間)

平成14年12月：水道事業の実態を調査。

平成15年 3月：水道事業者から意見聴取を実施。

水道普及率が低い地域における課税の不公平性、水道料金システムの変更等の必要性など徴税コストに問題があることが判明。

平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明。

平成15年 7月：税制懇話会において、水源かん養税の再検討を開始。

平成15年10月：税制懇話会から知事に報告。

県民税均等割の超過課税方式とする仕組みを提示。

平成15年10月：県民税均等割の超過課税方式について、県民から意見を募集。

平成15年11月：県内3か所（岡山市、倉敷市、津山市）において説明会を開催。

平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立。

※おかやま森づくり県民税の創設

平成16年 4月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」を施行。

## おかやま森づくり県民税の検証・見直しの経過

平成19年 4月：森づくり県民税事業の導入効果等検討ワーキンググループ（県庁内の事業実施担当課で組織）において、森づくり県民税事業の導入効果、公表方法等について検討。（19年4月から20年3月の間）

平成19年10月：県内2か所（岡山市、津山市）で「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」を開催。（10月から11月の間）  
参加者に森林の現状、森づくり県民税に関するアンケートを実施。

平成20年 5月：森づくり県民税事業(H16～H19)の成果等に関する中間報告書を、県ホームページで公表。

平成20年 5月：農林水産委員会に森づくり県民税事業(H16～H19)の成果を報告。

平成20年 5月：有識者で組織する岡山県税制懇話会において、森づくり県民税の継続の必要性等について検討を開始。

平成20年 6月：岡山県森林・林業活性化促進議員連盟に森づくり県民税事業(H16～H19)の成果を報告。

平成20年11月：税制懇話会から知事に報告。

森づくり県民税の必要性、使途事業の方向性等を提示。

平成20年11月：税制懇話会報告書について、総務及び農林水産委員会に報告。

平成20年11月：税制懇話会報告書を、県ホームページで公表。

平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」が成立。

※おかやま森づくり県民税の課税期間の延長（平成21年度～25年度までの5年間）

平成21年 4月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を施行。

# 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成15年12月19日

岡山県条例第 61 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号。次条及び第3条において「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

## (個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成16年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

## (法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第40条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）第3条第1項」とする。

## (使途)

第4条 知事は、第2条及び前条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金（岡山県おかやま森づくり県民基金条例（平成12年岡山県条例第52号）に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。）に積み立てるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### (特例)

3 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第1項」と、「同

条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に200円」とする。

- 4 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第2項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に100円」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第4項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に300円」とする。

附 則（平成16年条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第1条中附則第11条の2の改正規定、附則第11条の2の次に一条を加える改正規定並びに附則第11条の2の2、附則第11条の2の3、附則第11条の3、附則第23条及び附則第24条の改正規定、第2条の規定並びに附則第2項及び第3項の規定 平成18年1月1日

附 則（平成20年条例第39号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# 岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成12年3月21日

岡山県条例第52号

## (設置及び目的)

第1条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、縁豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成15年岡山県条例第61号)第4条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前2号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第4条において「予算」という。)に定める額

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

## (処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

## (繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、運用することができる。

## (その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第61号)抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。